

社会福祉法人栗原秀峰会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栗原秀峰会(以下、「法人」という。)の役員及び評議員(以下、「役員等」という。)の報酬及び費用弁償を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

(1)役員 定款第15条に定める理事、監事をいう。

(2)評議員 定款第5条に定める評議員をいう。

(3)役員会等 定款第23条に定める理事会及び定款第9条に定める評議員会をいう。

(役員会等への出席及び勤務報酬)

第3条 役員等が法人における役員会等に出席した場合や、役員会等以外の日において法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、1回につき10,000円を支給する。ただし、役員等が常勤又は職員を兼務する場合は、支給しない。

(常勤役員の報酬及び費用弁償)

第4条 第3条の規定に関わらず、常勤の役員には、次のとおり支給するものとする。ただし、常勤の理事が職員を兼務する場合は、報酬は支給しない。

(1)理事長 月額 600,000 円

(2)常務理事 月額 500,000 円

2 通勤に係る交通費の費用弁償として給与規程により算出した額を支給する。

3 支給方法及び支給日は、給与規程を準用する。

(年間報酬総額)

第5条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 1,400 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 20 万円以内とする。

(常勤役員の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人業務に従事した証跡として出勤簿を作成しなければならない。

(費用弁償)

第7条 役員等が業務の為に旅行した場合の費用弁償については、旅費規程を準用する。ただし、兼務により一用務につき複数の資格を有する場合、重複し支給しない。

(公表)

第8条 この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 「社会福祉法人栗原秀峰会 役員報酬及び費用弁償に関する規程(平成11年11月29日施行規程)」は、平成27年4月1日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は, 平成29年6月16日から施行する。
- 2 「社会福祉法人栗原秀峰会 役員報酬等及び費用弁償に関する規程(平成27年4月1日施行)」
は, 平成29年6月15日をもって廃止する。